

備	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月末まで保存)			

備 一 第 1 1 6 号

(備 二)

令 和 7 年 3 月 6 日

各 警 察 署 長 殿

警 備 部 長

「対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において当該対象防衛関係施設の管理者又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行の通報特例に関する協定」について

重要施設の周辺地域における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第3項ただし書の規定に基づき、警察庁と防衛省との間において締結された協定は別添1及び別添2のとおりであるが、本協定は現在も継続されているので遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第9条第3項ただし書の規定に基づく「対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において当該対象防衛関係施設の管理者又はその同意を得た者が行う小型無人機等の飛行の通報特例に関する協定」の締結について（通達）」（令和元年7月3日付け備一第17号）は廃止する。

担当 警備第一課警備第四係